
第3章

重点施策と主体別行動指針

大野市の環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現に向けて、先に設定した基本目標及び施策の基本方針ごとに目標と具体的施策を定めるとともに、市民や事業者の行動指針を定めます。

- 1 自然との共生社会の形成
- 2 脱炭素型社会への移行
- 3 資源循環型社会の構築
- 4 快適な生活環境の保全
- 5 総合的な取り組みの推進

基本目標 1 自然との共生社会の形成



令和12年（2030年）に向けた目標

- 先人から受け継がれてきた、生活に安らぎと彩りを与えてくれる豊かな自然環境を次世代に伝えるため、市民一人一人の力を合わせて守ります。
- 大野市の魅力の一つでもある豊かな自然に、世代を問わずふれあうことのできる場と機会を創出します。
- 豊かな自然を地域資源と捉え、道の駅「越前おおの 荒島の郷」を活用したアウトドアの推進や体験型の観光プログラムによる都市との交流などにより地域振興を図ります。
- 多様な生き物が生息する自然環境を保全するため、生態系²の基盤である水循環³の健全化に向け、流域マネジメント⁴を推進します。

施策の基本方針 生物の多様性の確保



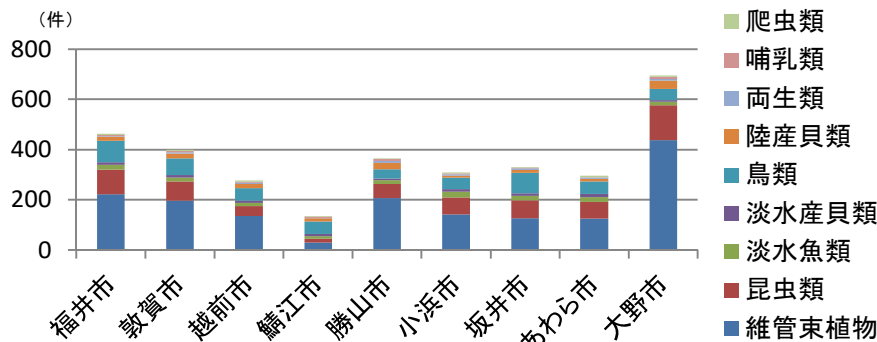
現状と課題

大野市は、白山国立公園及び白山ユネスコエコパークに指定されている刈込池周辺や、奥越高原県立自然公園に指定されている日本百名山である荒島岳をはじめとする山岳地帯、盆地を潤す九頭竜川水系や湧水地など、豊かな自然を有しています。

この豊かで多様な自然環境を背景にさまざまな生き物が生息しており、絶滅のおそれのある野生動植物として「福井県レッドデータブック（2016）」にリストアップされている希少な野生動植物は、県内で最も多くの種類が確認されています。

このような、希少な生き物が生息する自然環境を次の世代に守り伝えていくためには、大野市の豊かな自然環境に対する市民の認知と理解を高める取り組みが必要です。

図表 3-1-1 希少な野生動植物（種類）の確認件数



資料：福井県レッドデータブックより大野市作成

² 生態系：ある地域において、そこに生息するすべての生物と、それを取り巻く環境要因（気象、土壌、地形、光、水、温度、大気）をひとまとめにしたもので、生産者、消費者、分解者、還元者がそれぞれ存在し、無機物と有機物の代謝が成立している状態。

³ 水循環：水が、蒸発、下降、流下または浸透により海域などに至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環すること。

⁴ 流域マネジメント：流域に関わるさまざまな関係者が連携し、水循環に関する取り組みを行うこと。

一方で、身近な自然環境は、農業用排水路のコンクリート化や道路整備などにより、かつてよく見られたメダカやホタル、トンボといった生き物が減少してきています。

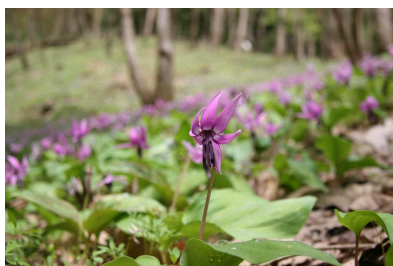
また、少子化や核家族化に伴う多世代交流で育まれてきた外遊びや自然遊びなどの減少、離農世帯の増大など、ライフスタイルの変化に伴い、日常的に自然とふれあう機会が減少しています。自然環境を守り育てていくためには、自然とのふれあいを促進し、市民と自然の距離を縮める取り組みが重要です。

近年、地域住民らにより、ホタルやカタクリの保護、湧水地の再生、ビオトープ⁵作りなど、身近な自然を保全・再生・創出する取り組みが実施されています。今後は、これらの市民活動を促進するとともに、自然とのふれあいをもたらす健康や教育などへの効用に関する理解を深める取り組みを推進し、地域の自然環境の保全及び再生活動への関心と参加意欲を高める取り組みが必要です。

また、それぞれのライフスタイルやライフステージに対応した自然とのふれあいの場を創出するとともに、自然とふれあう機会の充実を図っていく必要があります。



ホタル（中丁）



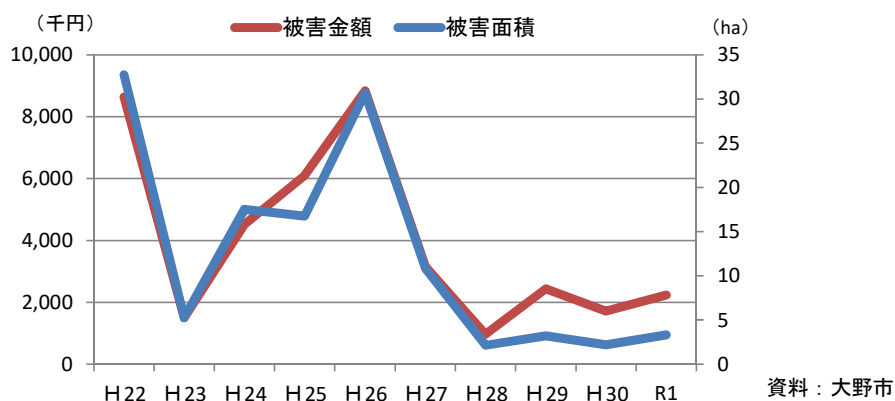
カタクリ（矢）



ビオトープ（上野）

近年、農山村地域では、高齢化や人口減少に伴う農林業などの人間活動の縮小、積雪量の減少などから、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの特定の野生鳥獣の生息域が拡大し、農林業や生活環境、生態系への被害が拡大しています。これまででも、地域ぐるみで有害鳥獣⁶対策を講じてきましたが、継続的な取り組みが求められています。

図表 3-1-2 大野市における鳥獣類による農林業被害面積及び被害金額の推移



⁵ ビオトープ：本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している自然環境そのものを示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や校庭などに人の手によって造りだされた生物の生息・生育環境を指して言う事が多い。

⁶ 有害鳥獣：人間生活に対し、生命的、経済的に何らかの害を及ぼす鳥獣のこと。

また、意図的、非意図的に関わらず、人の手によって持ち込まれた外来種⁷の中でも特定外来生物⁸は、生態系や農林水産業だけでなく、人の健康などに重大な被害を及ぼす危険性があります。大野市においても、本願清水イトヨの里において特定外来生物であるコクチバスが確認されており、外来生物の防除対策が求められています。

本願清水イトヨの里で発見された特定外来生物（コクチバス）



一方で、一定の気象条件がそろったときに現れる「天空の城 越前大野城」のPRや、星空や化石を活用した観光体験プログラムの提供のほか、名水や恵まれた風土の中で育まれた食や地場産品のブランド化など、大野市の自然や地域資源が持つ魅力を生かした取り組みが進められています。特に、令和3年4月に開駅する道の駅「越前おおの 荒島の郷^{さと}」では、民間事業者との連携によるアウトドアの拠点としての役割が期待されています。

【大野市水循環基本計画の位置付け】

生物多様性⁹の保全を進めるに当たっては、生き物が生息する水辺、里地里山¹⁰など、さまざまな生き物の生息・生育・繁殖環境を守ることが重要です。大野市水循環基本計画では、市域全体を一つの流域と捉え、流域に関わる全ての主体と連携して、農地や森林の有する多面的機能の維持・向上や河川環境の改善、湧水地などの水辺空間の保全・再生・創出などに取り組み、さらなる水循環の健全化を目指すこととしています。

そこで、本計画に記載の取り組みのほか、大野市水循環基本計画に基づく流域マネジメントにより、生物多様性の保全を推進していきます。



⁷ 外来種：もともとその地域にいなかったのに、人間活動によりその生物が本来有する能力で移動できる範囲を超えて、外国や他の地域から入ってきた生物のこと。

⁸ 外来生物：人間の活動によって国外から入ってきた生物のこと。外来生物法では、特に生態系や人命、農林水産物に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある生き物を「特定外来生物」として指定している。

⁹ 生物多様性：さまざまな生態系が存在し、生物の種間及び種内にさまざまな違いが存在すること。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

¹⁰ 里地里山：奥山と都市の中間にあって、集落とその周りの森林及び農地で構成される地域を指す。古くから人々が慣れ親しんできた雑木林、水田、草地などで、農林業に伴うさまざまな人の働きかけを通じて作り出され、維持されてきた。

重点施策① 身近な自然とふれあう活動の推進

市の取り組み

(1) 自然環境に対する関心を高める取り組みの推進

- ①市民団体や地域住民、市内小中学校による、地域にある里山や河川、湧水地など身近な自然やそこに生息する生き物を調査する取り組みを促進します。
- ②四季折々の自然が持つ魅力や、それらを体験できるレジャーや自然体験プログラムなどを広報紙や市ホームページ、SNSなどを活用して情報提供します。

(2) 身近な自然の保全・再生とふれあいの場の提供

- ①市民団体や地域住民、市内小中学校による、地域にある里山や河川、湧水地など身近な自然やそこに生息する生き物を保全・再生する取り組みを促進します。
- ②体験型観光施設や水辺空間など、自然を体験・体感できる施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の魅力向上と利用拡大を図ります。
- ③水資源の有効利用を図り、まちと緑と水辺が融合した良好な空間や水路などの施設を適切に維持管理するとともに、水を五感で感じることができる環境づくりに努めるなど、水の見えるまちづくり等を推進します。
- ④県や地域住民などと連携し、市民に親しみのある六呂師高原を、自然を学び楽しむ場として活用します。
- ⑤化石を産出する地層を保護するとともに、県の研究機関と協力した調査研究や化石発掘体験などを推進します。

(3) 自然や生き物とふれあう機会の提供

- ①市民団体や関係機関と連携し、自然体験や農作業体験、自然観察会など、自然環境への関心を高め、理解を深める体験学習を推進します。
- ②自然の中での健康ウォークやサイクリングなど、市民のライフステージごとの興味や関心、目的に応じた自然との関わり方やふれあいの機会を提供します。
- ③地産地消や食育活動など、市民の日常的な生活の中で自然を身近に感じることでできる取り組みを推進します。

(4) 自然とのふれあい活動を行う人材育成の推進

- ①自然環境の保全・再生や身近な自然とのふれあいなどに取り組む市民や団体の活動を促進します。
- ②関係機関と連携して専門的な学習機会を提供し、生物多様性の重要性や保全の必要性に対する理解を深める取り組みを推進するとともに、環境アドバイザーの拡充を図ります。
- ③情報や意見の交換を行うなど、自然環境の保全・再生や自然とふれあう活動に取り組む関係機関や市民団体との連携強化に取り組めます。

重点施策② 野生動植物の保全

市の取り組み

(1) 生物多様性の保全

- ①健全な水循環が生態系の基盤となっていることを踏まえ、流域に関係する多様な主体と連携し、生物多様性の保全や地域振興・経済活性化に資する生態系ネットワーク¹¹の形成を推進します。
- ②県の関係機関や専門家などの協力の下、市内に生息する希少な野生動植物に関する情報を充実させるとともに、市ホームページへの掲載やイベントでの展示などにより、広く情報発信します。
- ③本願清水イトヨの里におけるイトヨの保全活動などを通じ、生物多様性について周知、啓発を行います。
- ④公共工事において自然環境の改変を伴う場合には、生態系に配慮した施設づくりに取り組みます。

(2) 地域ぐるみによる有害鳥獣対策の促進

- ①大野市鳥獣害対策協議会を中心に、地域関係者が一体となって農林水産業や生態系への有害鳥獣被害を防止する総合的な対策に取り組みます。
- ②自治会などを対象に、有害鳥獣被害の防止対策について講習会を実施するとともに、有害鳥獣捕獲用檻の貸し出しや電気柵及びネット柵設置費に対し補助するなど、地域ぐるみによる対策を推進します。
- ③有害鳥獣対策に取り組む人材の育成を推進します。
- ④県の鳥獣保護管理事業計画に基づき、個体数の調整を行うなど、鳥獣の保護管理に取り組みます。

(3) 市民協働による外来生物の防除対策

- ①外来生物問題の基本認識である、外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を遵守するよう普及啓発を行います。
- ②外来生物による生態系や農作物に対する被害などを周知するとともに、特に甚大な被害を与えるブルーギルやコクチバスなどの特定外来生物についての情報提供を市民に呼びかけ、早期発見、早期駆除を図ります。
- ③イトヨが生息する本願清水をはじめとする、希少な野生動植物が生息する場所において、関係機関との連携や市民協働により外来生物の防除を推進します。

重点施策③ 地域資源の活用

市の取り組み

(1) 魅力ある自然環境の観光活用

- ①民間事業者と連携し、道の駅「越前おおの 荒島の郷^{さと}」を拠点に、大野の自然を活用したアウトドアを推進します。
- ②体験型の観光プログラムなどを通じ、市民と都市部の住民との交流人口の拡大を推進します。
- ③星空観察の適地である六呂師高原において、地域住民や県、大学、観光事業者と連携し光害¹²対策

¹¹ 生態系ネットワーク：保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。

¹² 光害：「ひかりがい」。照明の設置方法や配光が不適切であるために発生する過剰または不要な光が、景観や周辺環境へ及ぼすさまざまな影響のこと。

に取り組むとともに、星空を活用した観光を推進します。

(2) 豊かな自然の恵みの経済活用

- ①水を活用した地域振興や地場産品のブランド化など、健全な水循環を通じた地域活性化を推進します。
- ②山林の適正な管理を進めるため、木質バイオマス¹³発電所などでの間伐材¹⁴の活用促進に向けた支援を行います。
- ③大野市の気候や風土に合った、多様な農林水産物の生産を促進するとともに、ブランド力の向上と販路拡大に取り組めます。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①開発行為等に伴う生態系に関する事前協議の実施や緑地設置の指導
- ②法令に基づく希少野生動植物の適正な保護
- ③公共施設における緑地の適正管理
- ④市民らによる緑化活動の促進
- ⑤関係機関と連携した外来生物の調査と被害状況の把握
- ⑥各地区の環境資源の保全や活用のための行動指針の再検討

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①水辺や公園、野外施設などに出かけて、積極的に自然とふれあいます。
- ②自然環境で活動する際には、野生動植物の生息環境の保全に努めます。
- ③よく晴れた夜は、夜空を見上げて星空を観察します。
- ④ペットが野生化し、生態系に影響を与えることのないよう責任を持って管理・飼育をします。
- ⑤外来生物について正しい知識を身につけ、外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」を守ります。
- ⑥地元の安全安心な農林水産物を購入し、地産地消に取り組めます。

(2) 事業者の取り組み

- ①従業員などに対し野外活動を奨励し、野外活動の機会確保に努めます。
- ②敷地内に緑地を設置するなど、自然とふれあえる空間整備に努めます。
- ③野生動植物の生息地の保全に協力します。
- ④地域ぐるみで有害鳥獣対策に取り組めます。
- ⑤自慢の農林水産物を市内向けに出荷するなど、地産地消に取り組めます。
- ⑥自然との共生に十分配慮して、地域資源の経済的活用に取り組めます。

¹³ 木質バイオマス：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

¹⁴ 間伐材：将来立派な木を育成し、健全な森林にしておくため、過密になった木々の一部を計画的に伐（き）る作業（間伐）によって伐採された木材。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①生物多様性の認知度（生物多様性について意味を知っている市民の割合）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
—	55%	60%

②イトヨの里の入館者数

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
9,688人	10,650人	11,600人

環 境 管 理 項 目

- ①里地の環境保全活動に取り組む集落数
- ②希少野生動植物の確認種数
- ③有害鳥獣捕獲頭数
- ④郊外における観光入込客数



水生生物調査の様子



イトヨ（本願清水）



化石発掘体験の様子
（大野市化石発掘体験センター HOROSSA!）

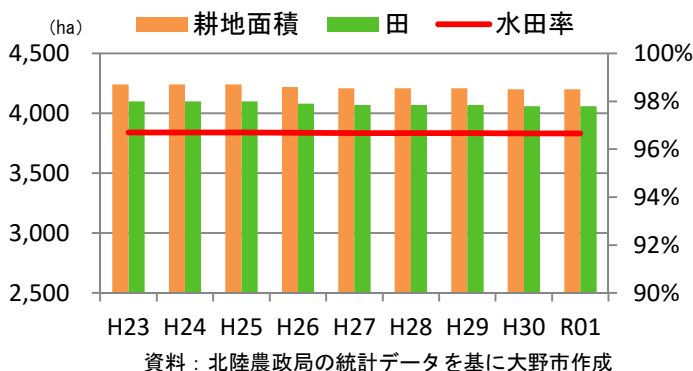


捕獲されたイノシシ

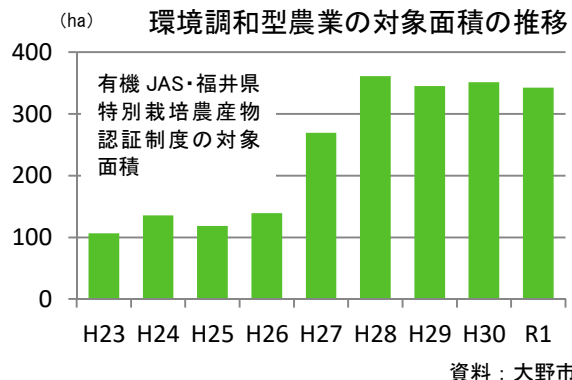
現状と課題

大野市の耕地面積は、ほぼ横ばいで推移しているものの、過疎化や高齢化などに伴い、耕作放棄地が増加傾向にあります。農地は、農作物の生産の場としての役割のほか、地下水かん養¹⁵機能や身近な生き物の生息空間、田園景観形成の場など多面的な役割を担っていることから、農地の荒廃や耕作放棄地の増加を防ぐための対策が必要です。

図表 3-1-3 耕地面積と水田率の推移



図表 3-1-4 環境調和型農業の対象面積の推移



これまで、「越前おおの型 食・農業・農村ビジョン」（平成 29 年改訂）に基づき、農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う環境調和型農業を推進してきました。

その取り組みなどが評価され、平成 25 年に「環境王国¹⁶」に認定されています。

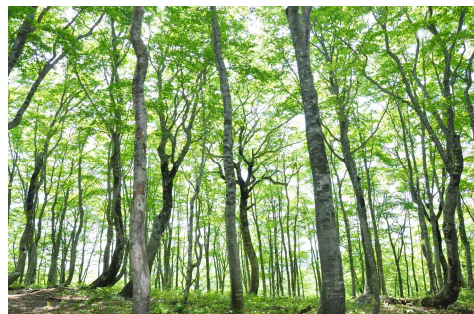
大野市の森林面積は平成 30 年度末現在で 75,827ha であり、市域の約 87%を占めています。

農地同様、過疎化や高齢化などの進行などにより必要な整備や適切な維持管理が行われていない森林が増加しています。そのため、水源かん養や野生動植物の生息、その他森林レクリエーションの場など、森林が持つ多面的機能が損なわれようとしています。

特に、近年、全国各地で地球温暖化¹⁷の影響とされる大災害が頻発しており、森林が持つ土砂災害を防止する機能や、温室効果ガス¹⁸である二酸化炭素（CO₂）の吸収源としての役割などを維持向上するための取り組みが必要です。

平成 8 年に平家平のブナ林を含む 196ha を取得したほか、水源地となっている山林の保護を目的に「大野市森・水保全条例」（平成 25 年）を制定しました。

しかし、森林整備や維持管理が行われていない民有林の経営管理支援が課題となっており、平成 30 年度に創設された森林環境譲与税¹⁹などを活用した取り組みが求められています。



平家平のブナ林

¹⁵ 地下水かん養：降雨やかんがい水などの地表の水が地下の帯水層に浸透して地下水になること。
¹⁶ 環境王国：有識者で構成される民間団体が認定する、地域住民が築き上げた優れた自然環境と農業のバランスが保たれ、安心できる農産物の生産に適した環境を有する地域のこと。
¹⁷ 地球温暖化：化石燃料の燃焼などの人の活動に伴って発生する CO₂などの温室効果ガスが大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。
¹⁸ 温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある、大気中の CO₂やメタンなどのガスのこと
¹⁹ 森林環境譲与税：都道府県・市区町村が、地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として、令和元年度から譲与が始まった地方譲与税。

重点施策① 農地（里地）の保全と活用

市の取り組み

（１）地域による農地の保全

- ①担い手への農地の集約と集積を促進することで、担い手や後継者不足による農地の荒廃や耕作放棄地の拡大を防ぎます。
- ②農地パトロールや共同活動による畦畔管理など、地域による耕作放棄地拡大防止や農地保全活動を促進します。
- ③土地改良事業などにより、農地が持つ生態系や景観に配慮した持続可能な農業基盤の整備に取り組みます。
- ④新規就農者や後継者の確保と育成に取り組むとともに、若者や女性、非農家による農山村を守る活動など多様な仕組みをつくります。

（２）環境調和型農業の促進

- ①化学肥料や化学合成農薬の使用を抑えた環境調和型農業を促進するとともに、農薬などの適正管理を徹底し、土壌汚染の防止を推進します。
- ②生態系の保全や農村景観の形成に配慮した農業用施設（用排水路など）の整備を促進します。
- ③水田や用排水路における生き物調査や農作業体験の実施など、里地を活用した交流活動を促進します。

重点施策② 山林（里山）の保全と活用

市の取り組み

（１）森林の保全

- ①森林経営管理法に基づく森林経営管理制度²⁰を活用し、管理ができていない森林を市が所有者からの委託に基づき管理することで、森林の整備と保全を推進します。
- ②森林環境譲与税を活用して間伐を促進します。
- ③シカの食害やクマ剥ぎなどの獣害への対策を強化します。
- ④水源かん養機能²¹など森林が持つ多面的機能の維持を図るため、森林の無秩序な開発を防止します。
- ⑤新規就業者の研修に対し補助を行うなど、林業従事者の育成を支援するとともに、ドローンなどの先進技術を取り入れるなど、担い手の確保と林業の効率化を推進します。

（２）森林資源の利活用促進

- ①山林の適正な管理を進めるため、木質バイオマス発電所などでの間伐材の活用促進に向けた支援を行います。
- ②公共施設などへの木材利用を推進するとともに、木材のカスケード利用²²を促進します。

²⁰ 森林経営管理制度：森林の経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行う制度。

²¹ 水源かん養機能：雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を一定とし、洪水を緩和させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能。

- ③越前おおのエコフィールド²³を活用したドングリなどの苗木の育成や植樹活動を推進するとともに、「越前おおの森づくり基金」を活用した民間主導の森づくり活動を支援します。
- ④自然体験学習や環境教育などで、森林の多面的機能の普及や啓発を行います。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①農地法や大野市森・水保全条例などに基づく乱開発の防止
- ②農業振興地域整備計画の適正な運用
- ③自然に配慮した林道整備

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①耕作していない農地を貸し出し、農業にチャレンジしやすい環境づくりに協力します。
- ②農地の保全を心がけます。
- ③苗木育成の取り組みに参加します。
- ④県産の木材の利用に努めます。

(2) 事業者の取り組み

- ①I・TやAIなどの先端技術を活用し、農作業の効率化を図ります。
- ②化学肥料や化学合成農薬の使用を軽減した環境調和型農業に取り組みます。
- ③大規模な伐採は控え、伐採後は大野市森林整備計画に基づき植林します。
- ④間伐材の有効利用に取り組みます。

数値目標・環境管理項目

数値目標

①耕作放棄地の面積

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
3.0ha	3.6ha以下	4.1ha以下

②森林整備面積（間伐）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
341ha	358ha	375ha

環境管理項目

- ①農用地面積
- ②形態別森林面積
- ③広葉樹の植林面積
- ④森林経営計画認定面積

²² カスケード利用：カスケードとは、階段状に水の落ちる小さな滝のことで、木材を建材などの資材やボード、紙などとして使い、利用できない部分は燃料として利用すること。

²³ 越前おおのエコフィールド：緑化活動や環境保全活動に取り組む拠点として整備された、上庄地区にある約3.2haの緑の広場。



令和12年（2030年）に向けた目標

- 温室効果ガス削減成果の見える化や削減対策を楽しく学ぶ取り組みなど、地球温暖化防止の啓発を推進し、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着を目指します。
- 木質バイオマスや水力など、地域資源を活用しつつ、周囲の自然や環境との調和のとれた再生可能エネルギー²⁴の利用を推進します。
- 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を予測し備える「適応策²⁵」を推進します。
- 市域の約87%を森林が占める強みを生かし、森林吸収源対策を推進します。

施策の基本方針

地球環境の保全



現状と課題

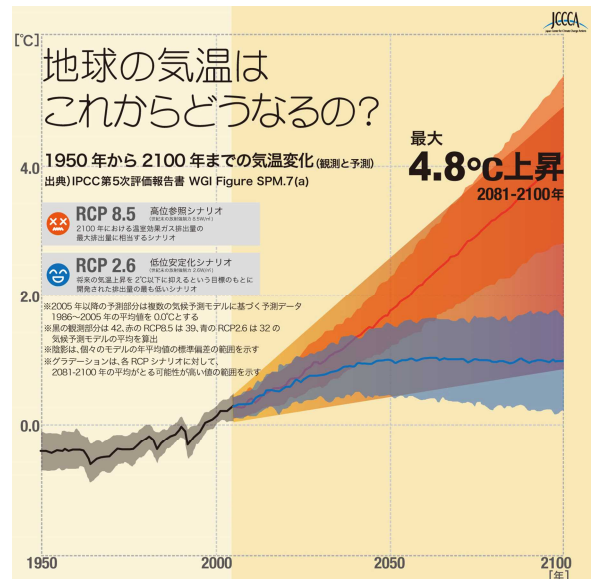
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）²⁶第5次評価報告書（平成26年（2014年））によると、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間の活動による可能性が極めて高いことが明らかになっています。国際的には、パリ協定²⁷（平成27年（2015年））に基づき、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることが世界の長期目標とされています。

そこで、国は、令和2年（2020年）10月に、令和32年（2050年）までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するなど、脱炭素化の取り組みを大きく加速させています。令和12年度（令和2030年度）までに平成25年度（2013年度）と比べて温室効果ガスを削減する割合の目標値を、国は地球温暖化対策計画（令和3年（2021年））において

46%に、県では福井県環境基本計画（令和5年（2023年））において49%に設定し、中長期的な視点に立った地球温暖化対策が進められています。

大野市における二酸化炭素（CO₂）の排出量は、平成25年（2013年）以降年々減少していますが、排出量から森林吸収量を差し引きした実質排出量は、令和2年（2020年）時点で71千トンをあり、広大

図表 3-2-1 第5次評価報告書



出典) IPCC「第5次評価報告書」
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

²⁴ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・バイオマスなど、自然界に常に存在し、繰り返し取り出すことのできるエネルギー。
²⁵ 適応策：地球温暖化による気候変動の影響を回避したり軽減したりするための対策。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減やCO₂の吸収源の増加を図る対策を「緩和策」という。
²⁶ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：各国の研究者が、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年に設置された組織。
²⁷ パリ協定：2015年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

な森林面積を有する大野市でも、CO₂排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル²⁸）を達成できていません。特に対策を実施しないと仮定した場合（なりゆきシナリオ）の令和32年（2050年）のCO₂実質排出量は約81千トンと推計されることから、このままではカーボンニュートラルは達成できません。

そこで、令和5年（2023年）3月に、「大野市脱炭素ビジョン」を策定し、国の目標である令和32年（2050年）よりも早い、令和17年（2035年）までにカーボンニュートラルを達成させるための基本戦略や取組方針等を明らかにしました。本ビジョンでは、大野市の特徴を生かした「結の心」による協働のまちづくり、豊富な自然や地域資源を活用したまちづくり、そして、脱炭素の取り組みを源泉とした、経済とエネルギーの域内循環によるまちづくりを進め、地域課題との同時解決を目指すこととしています。本ビジョンに示す脱炭素の取り組みはあらゆる主体に関わることから、市民、地域、事業者、行政が主体的に、かつ、互いに連携するなど、部門を超え総合的に進める必要があります。

大野市ではこれまで、県と連携した地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい²⁹」の普及啓発を中心に取り組んできました。国際的・全国的な取り組みもあって「地球温暖化防止」に対する市民意識は高まっていますが、具体的な行動変容には至っていません。

そこで、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー（省エネ）の実践により、利便性や快適性、防災力などが向上する脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着に向けた市民や事業者の行動を後押しする取り組みを推進していく必要があります。

また、市の公共施設や公用車の老朽化が進み、大規模な改修や建て替え、更新の時期を迎えています。

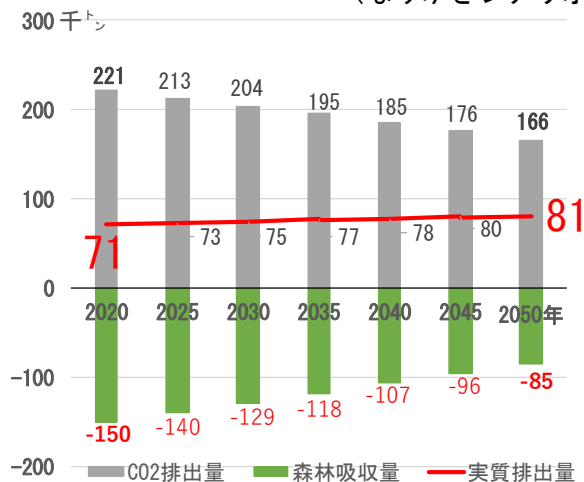
そこで、費用対効果などを勘案し、これらの建て替えや施設改修、設備更新の機を捉えて、公共施設の脱炭素化を推進していく必要があります。

気象庁の観測（気候変動監視レポート2017）によれば、日本の年平均気温は100年あたりで約1.24℃上昇しており、大野市においても、昭和52年（1977年）から令和元年（2019年）までの平均気温・最高気温・最低気温の推移を見ると上昇傾向にあります。日本全国で気候変動の影響と思われる豪雨などによる災害が頻発・激甚化しており、このまま気温の上昇が進めば、異常気象による大規模災害の発生だけでなく、水資源の不足や食料生産の減少、深刻な健康被害の発生などのリスクが高まることが懸念されています。

そこで、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）だけでなく、気候変動への適応を見据えた取り組みも進めていく必要があります。

図表 3-2-2

CO₂実質排出量の推移
（なりゆきシナリオにて推計）

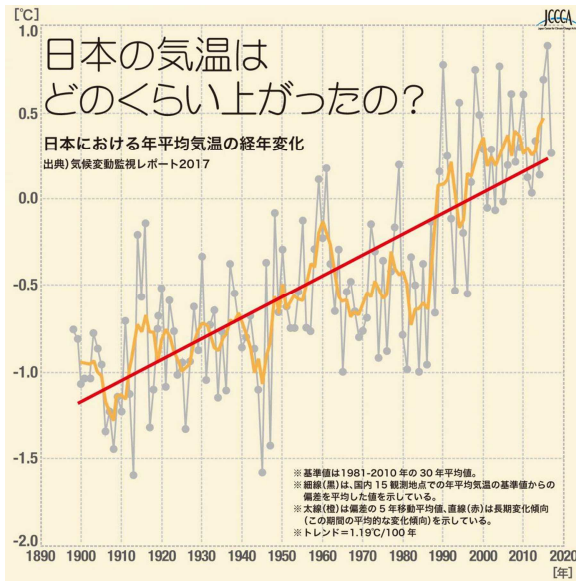


資料：環境省推計マニュアルに基づき大野市作成

²⁸ カーボンニュートラル：工場や家庭、自動車から出るCO₂の量から、森林による吸収量を差し引いた合計をゼロにすること。

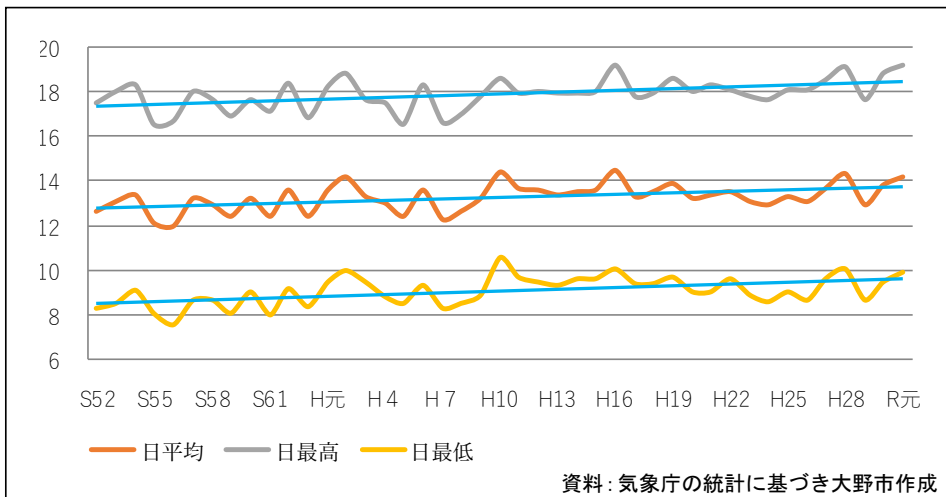
²⁹ LOVE・アース・ふくい：福井県が取り組んでいる、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の各分野において地球温暖化防止の活動の輪を広げる地球温暖化ストップ県民運動。

図表 3-2-3 日本における年平均気温の経年変化



出典) 気象庁「気候変動監視レポート2017」
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

図表 3-2-4 大野市における気象の経年変化



重点施策① 脱炭素に向けた行動の促進

市の取り組み

(1) 脱炭素型ライフスタイルや事業活動の促進

- ① 県や関係機関と連携し、県民運動「デコ活ふくい³⁰」を推進し、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着に取り組みます。
- ② CO₂などの温室効果ガスの排出抑制量に加えて、経費削減や健康増進など二次的な効果を合わせて紹介するなど、「見える化」により、家庭でできる取り組みの普及啓発を図ります。
- ③ 省エネ家電や太陽光発電機器、エコ住宅といったCO₂削減効果のある製品などを取り扱う市内の事業者(結のEco協賛店)や業界団体と連携し、市民や事業者の省エネ・脱炭素型機器や設備などへの買い換えや更新を促進します。

³⁰ デコ活ふくい: 2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする国民運動の福井県版。「デコ活」とは、英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、CO₂を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

- ④カーボン・オフセット³¹について普及啓発を推進するとともに、市が行う森林施業などによるCO₂吸収量に対するJ-クレジット制度³²の活用について検討します。
- ⑤市民や地域、事業者、金融機関、大学、専門機関など市内のステークホルダー（利害関係者）と連携し、部門を超えた総合的な脱炭素の取り組みを進めるとともに、脱炭素型社会の実現に向けた仲間づくりとネットワーク化を推進します。

重点施策② 脱炭素型のまちづくりの推進

市の取り組み

（１）公共施設等の脱炭素化の推進

- ①令和32年度（2050年）時点で供用している見込みのある建物や設備の新築、改修、更新に当たっては、脱炭素化を推進します。
- ②再生可能エネルギーを利用した設備の導入や固定価格買取制度（FIT制度³³）の買取期間が終了したいわゆる卒FIT電力など市内の再生可能エネルギーで発電された電力を活用したCO₂排出係数³⁴の低い電力の導入を推進します。
- ③公共施設や防犯灯、道路照明などのLED化や、公用車の電動車³⁵化など、省エネや省資源につながる設備への転換を図ります。
- ④大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）³⁶に基づき、大野市の事務事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、環境意識が高い職員を育成します。

（２）公共交通等の利用促進

- ①地域住民や沿線自治体、関係機関などと連携し、公共交通機関の利便性の向上を推進するとともに、市民の日常的な利用促進を図ります。
- ②地域公共交通と連携し、医療・福祉・商業などの生活機能を確保した、高齢者が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ③市民や観光客が安全で歩きやすい道路空間を創出するとともに、自動車に依存せずに楽しんで移動ができる自転車を活用したまちづくりを推進します。

³¹ カーボン・オフセット：日常生活や企業の活動などで、どんなに努力をしても発生してしまうCO₂（＝カーボン）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取り組み。

³² J-クレジット制度：省エネ機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

³³ 固定価格買取制度（FIT制度）：主に再生可能エネルギーを普及拡大するため、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度。発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

³⁴ CO₂排出係数：電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけのCO₂を排出したかを推し測る指標。

³⁵ 電動車：「電気自動車（EV）」「ハイブリッド自動車（HV）」「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」、「燃料電池自動車（FCV）」など、電気を動力源として使う自動車のこと。

³⁶ 大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）：市の公共施設や公用車などから排出される温室効果ガスの削減目標や取り組みをまとめた計画。

重点施策③

気候変動適応策の推進

市の取り組み

(1) 自然環境に与える影響の把握

- ①国や県、専門機関を通じ、気候変動に関する自然環境などへの影響について科学的な知見に基づく情報を収集するとともに、市民や事業所に対し、適応策の必要性を啓発します。
- ②気候変動が水循環に与える影響について、大学などの研究機関の協力の下、必要に応じ調査研究を行うとともに、健全な水循環の維持に必要な適応策の検討を行います。
- ③県や関係団体と連携し、猛暑などの影響を軽減するための農法や高温耐性品種に関する情報提供を行うなどし、農業分野における適応策を推進します。
- ④熱中症予防に関する市民への情報提供を行うとともに、熱中症への対応方法などの周知を行います。

(2) 自然災害対策の推進

- ①国や県、流域市町などあらゆる関係者が協働して、「流域治水」に取り組みます。
- ②大規模災害発生時の災害廃棄物を適正に処理するため、災害廃棄物処理計画³⁷の策定や県や近隣自治体との広域連携体制の強化などに取り組みます。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①酸性雨やオゾン層破壊等の地球規模の環境問題の普及啓発
- ②ノンフロン使用製品の利用促進
- ③フロン類の回収と適正処理の普及啓発

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①節電に心がけます。
- ②省エネ性能の高い家電などに買い換えます。
- ③宅配は、日時を指定するなど、再配達とならないように受け取ります。
- ④自家用車の利用を控えて、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- ⑤気候変動が及ぼす影響について、積極的に情報収集します。

(2) 事業者の取り組み

- ①節電に心がけます。

³⁷ 災害廃棄物処理計画：大規模な地震や風水害などの発生時に、建物被害によるがれきや倒壊家具などの片付けごみを主とした大量の災害廃棄物を迅速に処理するための計画。

- ②社員のクールビズやウォームビズを奨励します。
- ③ノーマイカー運動を定期的を実施します。
- ④猛暑などの影響を軽減するための農法や高温耐性品種を取り入れます。
- ⑤大規模災害に備え、事業継続力を強化します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

- ①大野市内の温室効果ガス実質排出量（CO₂換算）

基準値（R2年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
71千t-CO ₂	49千t-CO ₂	25千t-CO ₂

- ②大野市の事務事業におけるエネルギー使用量（原油換算）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
4,554kℓ	3,871kℓ	2,780kℓ

- ③ゼロカーボン施設の数（公共施設）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
0施設	3施設	5施設

環 境 管 理 項 目

- ①JR越美北線利用者数
- ②バス利用者数
- ③降雨の水素イオン濃度

越美北線とハナモモ（勝原）



『#まいおおのフォトコンテスト』応募作品より